

但馬第14次労働災害防止推進5か年計画のポイント

(2023年度～2027年度) 但馬労働基準監督署



この計画は、国が定めた「第14次労働災害防止計画」（5年ごとに厚生労働大臣が策定）の目標を達成するために、但馬労働基準監督署が重点的に取組事項を定めたものです。

現状の課題

労働災害の発生状況（令和4年（2022年））

死者数 1人（新型コロナ患者を除く）
死傷者数（休業4日以上） 194人（新型コロナ患者を除く）

労働災害は長期的には減少傾向ですが、転倒や腰痛等の行動災害が増加しています。（2018年～2022年：転倒27%）

死亡災害は、建設業、製造業を中心に依然として多発する傾向がみられます。（2018年～2022年：建設業6人、製造業1人）

計画の目標

【死亡災害】

13次防期間（2018年～2022年）と比較して15%以上減少させる。（13次防期間：全産業10人）

【死傷災害】

2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少させる。

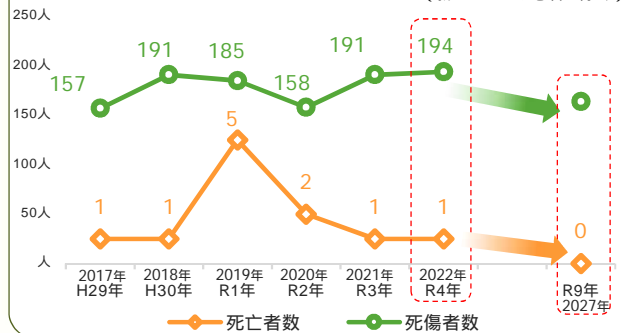
計画の重点事項

アウトカム指標、アウトプット指標は別表を参照してください

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 指標（ア）2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 指標（イ）3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 指標（ウ）4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 指標（エ）6. 業種別の労働災害防止対策の推進
- 指標（オ）7. 労働者の健康確保対策の推進
- 指標（カ）8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

死亡者数・死傷者数の推移

（新型コロナ患者を除く）



出典：労働者死傷病報告

アウトカム指標（アウトプット指標を達成時に期待される結果） 別表

（ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる60歳代以上の転倒による死傷者数を2027年までにその増加に歯止めをかける。
転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

（イ）高齢労働者の労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2027年までにその増加に歯止めをかける。

（ウ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の死傷者数を13次防期間と比較して減少させる。

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
建設業における死者数を13次防期間と比較して15%以上減少させる。
製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
林業における死傷者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、13次防期間と比較して15%以上減少させる。

（オ）労働者の健康確保対策の推進

週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を13次防期間と比較して減少させる。

増加が見込まれる熱中症による死傷者数を13次防期間と比較して減少させる。



(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・「転倒の態様に対応した具体的対策」及び「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえた取組の普及促進を図る。 ・加齢に伴う身体機能の低下により、転倒災害の発生リスクが高まることを踏まえ、転倒予防体操の周知・啓発を行う。
・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	・第三次産業の実態に即した基本的な労働災害防止対策啓発ツール（動画、マニュアル等）の活用を推進する。 ・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルを雇入れ時や作業内容変更時等に活用するよう普及促進を図る。
・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・介護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防対策の普及促進を図る。 ・職場の危険の見える化実践マニュアル（社会福祉施設）の普及及び指導での活用を図る。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を推進する。 ・高齢者の身体機能の低下に伴う労働災害を防止するため、「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」の活用に向けた普及啓発を行う。
---	--

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・外国人労働者を雇用する事業場に対して、労働災害防止に関する標識や絵表示等の掲示について周知し、併せて厚生労働省が作成した母国語に翻訳された視聴覚教材や安全衛生教育マニュアルの活用について周知を行う。
--	--

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（荷役作業における安全ガイドライン）」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」を周知し、荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を推進する。
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	・建設工事の設計段階から、施工作業の危険性を低減するため、建設業のリスクアセスメントの普及を促進する。 ・「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進を図る。
・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	・機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が発生した事業場に対し、原因の究明と機械設備の本質安全化及び防護措置（停止と隔離）について重点的に推進する。 ・非正常作業におけるリスクアセスメントの普及促進を図る。
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（伐木等作業の安全ガイドライン）」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。 ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制設備ガイドライン」等について周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう周知する。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする	・年次有給休暇の取得及び長時間労働の抑制について、労働衛生週間及び準備期間を中心に、監督部署と連携の上集中的な広報を実施し、特に、勤務間インターバル制度の導入、働き方改革推進支援助成金、働き方・休み方改善コンサルタントの活用及び企業の好事例・運用マニュアルの周知を図る。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。	
・メンタルヘルス対策（50人以上）に取り組む事業場の割合を2027年までに100%を目指す。	・労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）に基づく対策の普及促進を図る。 ・ストレスチェックの実施、その結果を基にした集団分析及び集団分析を活用した職場環境の改善を促進する。
・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	・メンタルヘルス対策の取組が進んでいない労働者数50人未満の事業場を中心に、取組に対する支援等を行うため、兵庫産業保健総合支援センターが行うメンタルヘルス対策支援、研修会・セミナーの活用及び研修ツールや好事例等が掲載されているポータルサイト「こころの耳」の活用について周知する。
・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月策定・令和4年3月最終改定）に基づき、事業者は、事業場内の産業保健スタッフや医療保険者等の事業場外資源との連携を図り、労働者の健康保持増進に努めるよう周知を図る。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（SDS）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。	・労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」の円滑な施行に向けて周知・徹底を図る。 ・化学物質に関するラベル表示・安全データシート（SDS）交付の徹底と化学物質に係るリスクアセスメントの実施等、「ラベルでアクション」プロジェクトの周知・徹底を図る。 ・厚生労働省委託事業を通じた化学物質管理に係る相談窓口、訪問指導、リスクアセスメント実施支援等の周知を図る。 ・「化学物質による危険性又は有害性等の調査に関する指針」の周知啓発を図る。
・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする	
・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく措置の徹底を図る。 ・JIS規格に適合したWBGT指数計の使用を促進し、WBGT値（暑さ指数）の把握とWBGT値に応じた作業環境管理、作業管理の徹底を図る。